

2019年7月2日

消費者庁長官 岡村 和美様

消費者庁 食品表示企画課長 赤崎 暢彦様

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ

### ゲノム編集技術応用食品の表示制度についての意見書

2019年6月20日に食品表示部会が開催され、その際「ゲノム編集技術応用食品でない」という任意表示を認めるという意見が出されました。食のコミュニケーション円卓会議は、もし「ゲノム編集技術応用食品でない」という任意表示が認められた場合には、消費者の誤認や誤解を招く恐れがあるとの強い懸念を持っております。

#### 【意見】

ゲノム編集技術応用食品の表示について、「ゲノム編集技術応用食品でない」という表示は、たとえ任意表示であっても表示してはならないと考えます。

#### 【理由】

ゲノム編集技術を用いないで育成された食品に対する「ゲノム編集技術応用食品でない」という表示は、ゲノム編集技術応用食品を悪者扱いすることによって消費者に優良誤認を招く恐れがあると、強く懸念されます。

これまで遺伝子組換え食品の表示においては、市場での商品の差別化を狙った「遺伝子組換えでない」という任意表示が多用、濫用されてきました。その結果、遺伝子組換え食品は避けたほうがよいというイメージが消費者に刷り込まれ、遺伝子組換え食品に対する無用の不安を強いるものになってしまいました。そのような「遺伝子組換えでない」という任意表示と同じ轍を踏んではならないと考えます。

「ゲノム編集技術応用食品でない」という表示は、その正しさを科学的に検証出来ないことから、例え任意表示であっても認められるべきではないと考えます。

以上